令和３年度
第７回市政モニターアンケート

モラル・マナーアップに関する取り組みについて

北九州市広報室広聴課

目　　次

Ⅰ　調査の概要 1

Ⅱ　市政モニターの構成 1

Ⅲ　調査結果 2

（1）　モラル・マナーアップ関連条例についての認知度 2
（2）　迷惑行為の認知度 3
（3）　「小倉都心重点地区」の認知度 5
（4）　「黒崎副都心重点地区」の認知度 6
（5）　重点地区における過料適用の認知度 7
（6）　推進地区の認知度 8
（7）　迷惑行為防止基本計画の認知度 10
（8）　有効な広報ツール 11
（9）　重点地区の現状評価 12
(10)　推進地区の現状評価 14
(11)　重点地区・推進地区以外の地区の現状評価 15
(12)　改善された迷惑行為 16
(13)　地域における迷惑行為防止活動の実施状況 17
(14)　地域ぐるみの迷惑行為防止活動の必要性 18
(15)　迷惑行為防止活動への参加意思 19
(16)　迷惑行為防止活動へ参加しない理由 20
(17)　さらに改善が必要だと思う迷惑行為 21
(18)　市内の現状評価 22

Ⅳ　全体考察 23

Ⅰ　調査の概要

調査対象者	市政モニター　１５０人
回 答 者 数	１３１人（回収率　８７．３％）
調査実施日	令和３年１０月８日～令和３年１０月２２日
実 施 方 法	調査票による郵送及びインターネット調査
調査実施課	北九州市広報室広聴課　　℡５８２－２５２７
調査依頼課	北九州市市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 ℡５８２－２８６６

Ⅱ　市政モニターの構成

R3.5.1

区分	合計	男性	女性	区分	合計	男性	女性
全体	150 (100.0%)	68 (45.3%)	82 (54.7%)	区　別			
10歳代	1 (0.7%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	門司区	15 (10.0%)	6 (4.0%)	9 (6.0%)
20歳代	21 (14.0%)	6 (4.0%)	15 (10.0%)	小倉北区	27 (18.0%)	11 (7.3%)	16 (10.7%)
30歳代	21 (14.0%)	10 (6.7%)	11 (7.3%)	小倉南区	31 (20.7%)	13 (8.7%)	18 (12.0%)
40歳代	24 (16.0%)	11 (7.3%)	13 (8.7%)	若松区	15 (10.0%)	7 (4.7%)	8 (5.3%)
50歳代	23 (15.3%)	10 (6.7%)	13 (8.7%)	八幡東区	12 (8.0%)	5 (3.3%)	7 (4.7%)
60歳代	22 (14.7%)	11 (7.3%)	11 (7.3%)	八幡西区	38 (25.3%)	20 (13.3%)	18 (12.0%)
70歳以上	38 (25.3%)	19 (12.7%)	19 (12.7%)	戸畑区	12 (8.0%)	6 (4.0%)	6 (4.0%)

※モニター総数150名のうち郵送モニター22名、ネットモニター128名
※数値の単位未満は四捨五入を原則としましたので、総数と内容の合計は、
　一致しない場合があります。

Ⅲ　調査結果

（条例の認知度）

問１　迷惑行為を防止するため、「モラル・マナーアップ関連条例」が制定されていることをご存知でしたか。

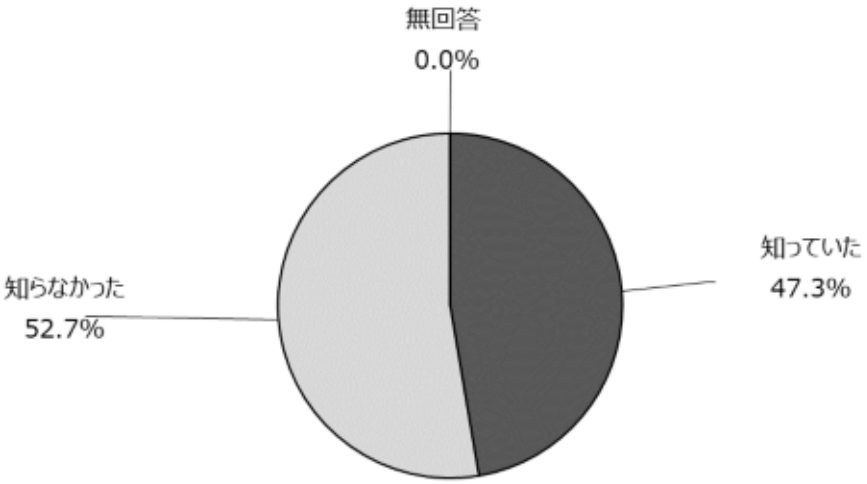

		回答者数	知っていた	知らなかった	無回答
全　体		131人	47.3%	52.7%	0.0%
性別	男　性	60人	43.7%	56.3%	0.0%
	女　性	71人	51.7%	48.3%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	40.0%	60.0%	0.0%
	３０歳代	16人	25.0%	75.0%	0.0%
	４０歳代	21人	33.3%	66.7%	0.0%
	５０歳代	22人	27.3%	72.7%	0.0%
	６０歳代	20人	55.0%	45.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	75.7%	24.3%	0.0%
区別	門司区	14人	35.7%	64.3%	0.0%
	小倉北区	24人	54.2%	45.8%	0.0%
	小倉南区	27人	55.6%	44.4%	0.0%
	若松区	14人	64.3%	35.7%	0.0%
	八幡東区	8人	62.5%	37.5%	0.0%
	八幡西区	33人	27.3%	72.7%	0.0%
	戸畑区	11人	54.5%	45.5%	0.0%

条例を「知っていた」と答えた人は47.3%で、前回令和2年度調査の48.9%より1.6ポイント減少している。「知っていた」と答えた人の年齢別では、70 歳以上が、75.7%と最も認知度が高くなっている。

（迷惑行為の認知度）

問２　「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」では、以下の「別表１」の行為を「迷惑行為」と定めていますが、ご存知でしたか。

別表１

迷惑行為の種類	
⑴	屋外広告物の表示等が禁止されている場所等に屋外広告物を表示すること。
	公共の場所でチラシ等を配布し、これらが散乱した場合に放置すること。
⑵	飼い犬のふんを放置すること。
⑶	あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること。
⑷	公共の場所その他他人の土地において自転車を放置すること。
⑸	家庭ごみのごみ出しルールを守らないこと。
⑹	家庭ごみ等を私有地に放置し、周囲の生活環境を害すること。
⑺	迷惑駐車
⑻	空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て
⑼	公共の場所や他人の土地に自動車を放置すること。
⑽	公共の場所で喫煙をすること。
⑾	落書きをすること。
⑿	迷惑走行（危険な運転又は騒音行為）
⒀	車や人の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートなどをすること。
⒁	障害者用駐車区画の適正でない利用
	点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物を置くこと。

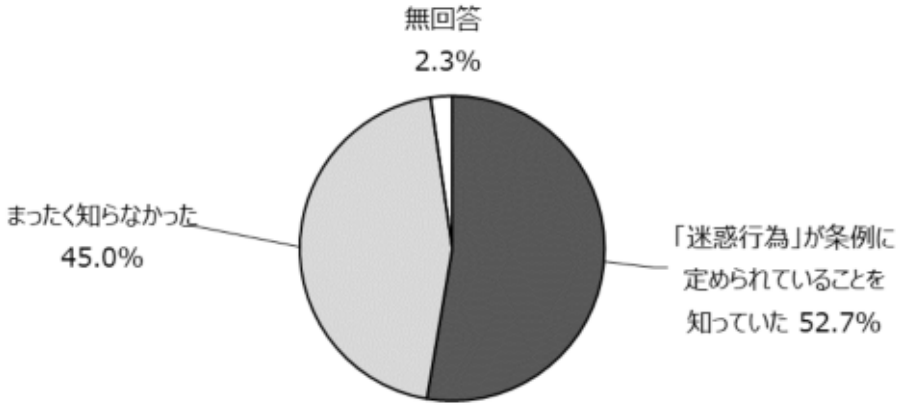

		回答者数	「迷惑行為」が条例に定められていることを知っていた	まったく知らなかった	無回答
全　体		131人	52.7%	45.0%	2.3%
性別	男　性	60人	60.0%	38.3%	1.7%
	女　性	71人	46.5%	50.7%	2.8%
年齢別	２０歳代	15人	60.0%	33.3%	6.7%
	３０歳代	16人	43.8%	56.3%	0.0%
	４０歳代	21人	47.6%	52.4%	0.0%
	５０歳代	22人	31.8%	68.2%	0.0%
	６０歳代	20人	50.0%	50.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	70.3%	24.3%	5.4%
区別	門司区	14人	50.0%	50.0%	0.0%
	小倉北区	24人	58.3%	41.7%	0.0%
	小倉南区	27人	55.6%	40.7%	3.7%
	若松区	14人	57.1%	35.7%	7.1%
	八幡東区	8人	50.0%	50.0%	0.0%
	八幡西区	33人	42.4%	54.5%	3.0%
	戸畑区	11人	63.6%	36.4%	0.0%

「迷惑行為」が条例に定められていることを「知っていた」と答えた人の割合は 52.7%であり、前回の 59.4%より 6.7 ポイント減少している。

年齢別では、20 歳代と 70 歳以上が 6 割以上となっており、区別では、戸畑区が 63.6%で最も高い。

（「小倉都心重点地区」の認知度）

問３　迷惑行為防止重点地区として指定している「小倉都心重点地区」について、次の中から、あてはまるものを一つ選んでください。

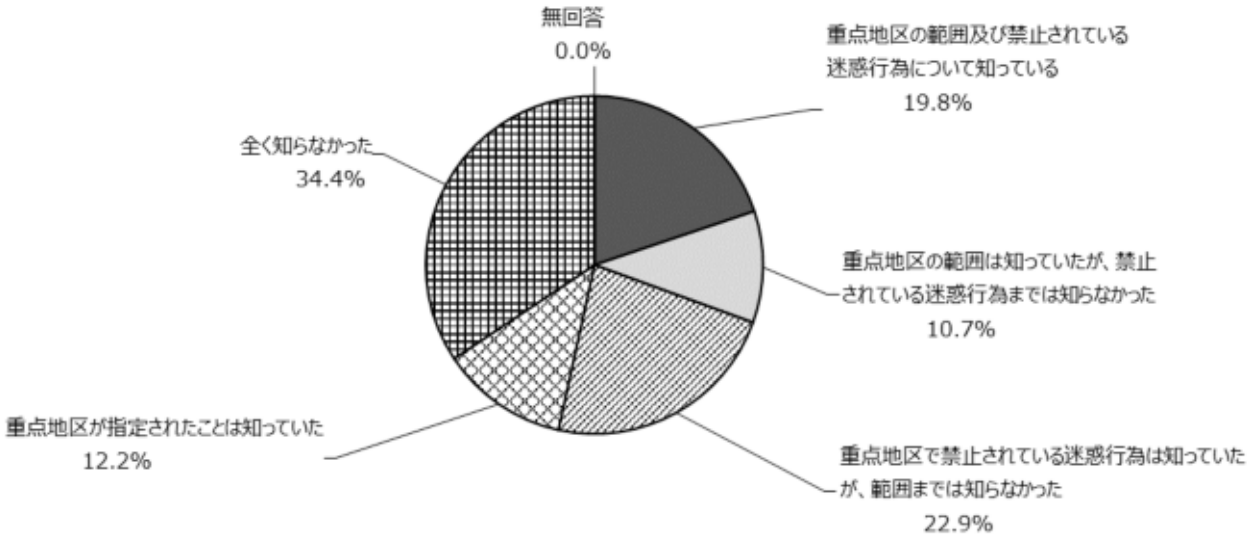

		回答者数	重点地区の範囲及び禁止されている迷惑行為について知っている	重点地区の範囲は知っていたが、禁止されている迷惑行為までは知らなかった	重点地区で禁止されている迷惑行為は知っていたが、範囲までは知らなかった	重点地区が指定されたことは知っていた	全く知らなかった	無回答
全　体		131人	19.8%	10.7%	22.9%	12.2%	34.4%	0.0%
性別	男　性	60人	31.7%	13.3%	20.0%	11.7%	23.3%	0.0%
	女　性	71人	9.9%	8.5%	25.4%	12.7%	43.7%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	20.0%	0.0%	13.3%	20.0%	46.7%	0.0%
	３０歳代	16人	12.5%	0.0%	31.3%	0.0%	56.3%	0.0%
	４０歳代	21人	23.8%	9.5%	14.3%	14.3%	38.1%	0.0%
	５０歳代	22人	18.2%	13.6%	22.7%	9.1%	36.4%	0.0%
	６０歳代	20人	25.0%	20.0%	10.0%	5.0%	40.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	18.9%	13.5%	35.1%	18.9%	13.5%	0.0%
区別	門司区	14人	21.4%	0.0%	21.4%	14.3%	42.9%	0.0%
	小倉北区	24人	25.0%	16.7%	25.0%	16.7%	16.7%	0.0%
	小倉南区	27人	18.5%	11.1%	33.3%	7.4%	29.6%	0.0%
	若松区	14人	7.1%	14.3%	14.3%	35.7%	28.6%	0.0%
	八幡東区	8人	25.0%	12.5%	25.0%	0.0%	37.5%	0.0%
	八幡西区	33人	15.2%	12.1%	18.2%	9.1%	45.5%	0.0%
	戸畑区	11人	36.4%	0.0%	18.2%	0.0%	45.5%	0.0%

小倉都心重点地区については、「範囲及び禁止行為を知っている」、「指定されたことは知っていた」など「知っていた」と答えた人の割合は 65.6%であり、前回の 60.2%に比べ増加している。

「全く知らなかった」と答えた人は前回の 38.3%から 34.4%に減少している。

また、「全く知らなかった」と答えた人の年齢別では、30 歳代が 56.3%で最も高く、区別では、八幡西区と戸畑区が 45.5%で最も高い。

（「黒崎副都心重点地区」の認知度）

問４　迷惑行為防止重点地区として指定している「黒崎副都心重点地区」について、次の中から、あてはまるものを一つ選んでください。

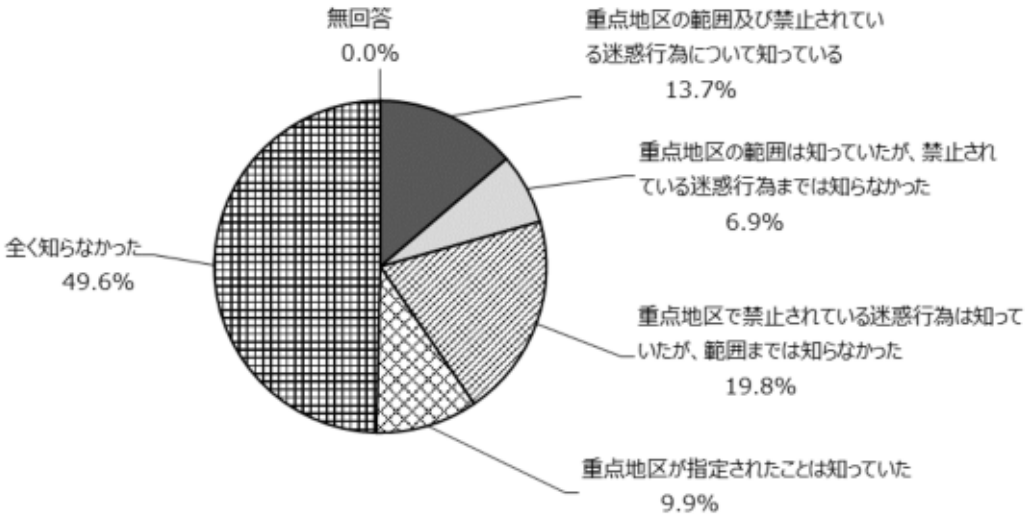

		回答者数	重点地区の範囲及び禁止されている迷惑行為について知っている	重点地区の範囲は知っていたが、禁止されている迷惑行為までは知らなかった	重点地区で禁止されている迷惑行為は知っていたが、範囲までは知らなかった	重点地区が指定されたことは知っていた	全く知らなかった	無回答
全　体		131人	13.7%	6.9%	19.8%	9.9%	49.6%	0.0%
性別	男　性	60人	35.0%	13.3%	18.3%	10.0%	23.3%	0.0%
	女　性	71人	62.0%	7.0%	21.1%	4.2%	5.6%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	20.0%	0.0%	6.7%	0.0%	73.3%	0.0%
	３０歳代	16人	6.3%	0.0%	18.8%	0.0%	75.0%	0.0%
	４０歳代	21人	9.5%	4.8%	14.3%	9.5%	61.9%	0.0%
	５０歳代	22人	13.6%	9.1%	27.3%	9.1%	40.9%	0.0%
	６０歳代	20人	25.0%	10.0%	15.0%	0.0%	50.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	10.8%	10.8%	27.0%	24.3%	27.0%	0.0%
区別	門司区	14人	0.0%	0.0%	28.6%	7.1%	64.3%	0.0%
	小倉北区	24人	16.7%	8.3%	12.5%	8.3%	54.2%	0.0%
	小倉南区	27人	7.4%	7.4%	29.6%	3.7%	51.9%	0.0%
	若松区	14人	7.1%	7.1%	14.3%	35.7%	35.7%	0.0%
	八幡東区	8人	25.0%	12.5%	12.5%	0.0%	50.0%	0.0%
	八幡西区	33人	15.2%	9.1%	21.2%	9.1%	45.5%	0.0%
	戸畑区	11人	36.4%	0.0%	9.1%	9.1%	45.5%	0.0%

黒崎副都心重点地区については、「範囲及び禁止行為を知っている」、「指定されたことは知っていた」など「知っていた」と答えた人の割合は 50.3%で、前回の 52.6%から減少している。

「全く知らなかった」と答えた人の年齢別では、30 歳代が 75.0%で最も高く、区別では、門司区が 64.3%で最も高い。

（重点地区における過料適用の認知度）

問５　重点地区では「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の４つの迷惑行為に罰則（過料１，０００円）が適用されることをご存知でしたか。

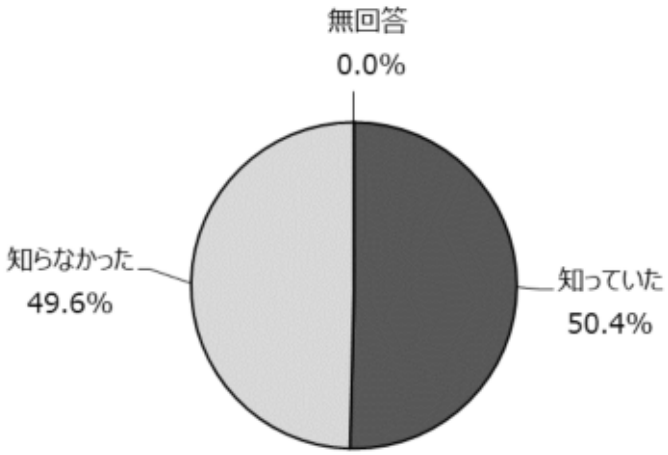

		回答者数	知っていた	知らなかった	無回答
全　体		131人	50.4%	49.6%	0.0%
性別	男　性	60人	61.7%	38.3%	0.0%
	女　性	71人	40.8%	59.2%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	66.7%	33.3%	0.0%
	３０歳代	16人	31.3%	68.8%	0.0%
	４０歳代	21人	66.7%	33.3%	0.0%
	５０歳代	22人	40.9%	59.1%	0.0%
	６０歳代	20人	35.0%	65.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	56.8%	43.2%	0.0%
区別	門司区	14人	63.6%	36.4%	0.0%
	小倉北区	24人	57.1%	42.9%	0.0%
	小倉南区	27人	55.6%	44.4%	0.0%
	若松区	14人	54.2%	45.8%	0.0%
	八幡東区	8人	42.4%	57.6%	0.0%
	八幡西区	33人	50.0%	50.0%	0.0%
	戸畑区	11人	35.7%	64.3%	0.0%

重点地区の過料適用について「知っていた」と答えた人は 50.4%で、前回の 40.6%から増加して半数を上回った。「知らなかった」と答えた人の年齢別では、30 歳代が 68.8%で最も高く、区別では、戸畑区が 64.3%で最も高い。

（推進地区の認知度）

問６　迷惑行為防止活動推進地区についてご存知でしたか。次の中から、あてはまるものを一つ選んでください。

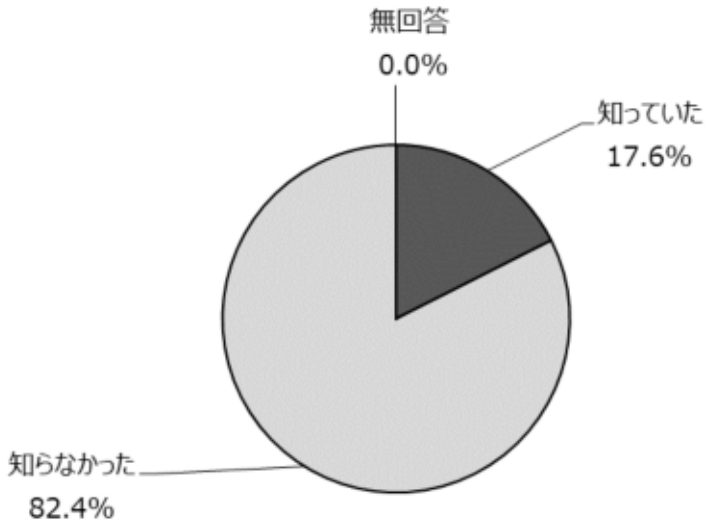

		回答者数	知っていた	知らなかった	無回答
全　体		131人	17.6%	82.4%	0.0%
性別	男　性	60人	23.3%	76.7%	0.0%
	女　性	71人	12.7%	87.3%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	13.3%	86.7%	0.0%
	３０歳代	16人	6.3%	93.8%	0.0%
	４０歳代	21人	14.3%	85.7%	0.0%
	５０歳代	22人	22.7%	77.3%	0.0%
	６０歳代	20人	20.0%	80.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	21.6%	78.4%	0.0%
区別	門司区	14人	7.1%	92.9%	0.0%
	小倉北区	24人	20.8%	79.2%	0.0%
	小倉南区	27人	11.1%	88.9%	0.0%
	若松区	14人	28.6%	71.4%	0.0%
	八幡東区	8人	25.0%	75.0%	0.0%
	八幡西区	33人	15.2%	84.8%	0.0%
	戸畑区	11人	27.3%	72.7%	0.0%

推進地区を「知っていた」と答えた人は 17.6%で、前回の 23.3%から減少している。
「知らなかった」と答えた人は82.4%で、年齢別では、30 歳代が93.8%で最も高く、区別では門司区が 92.9%で最も高い。

＜問６で「１　知っていた」と回答した方のみお答えください＞

（各推進地区の認知度）

問６－１　推進地区のうちご存知の地区はどこですか。次の中から、あてはまるものを選んでください。（いくつでも）

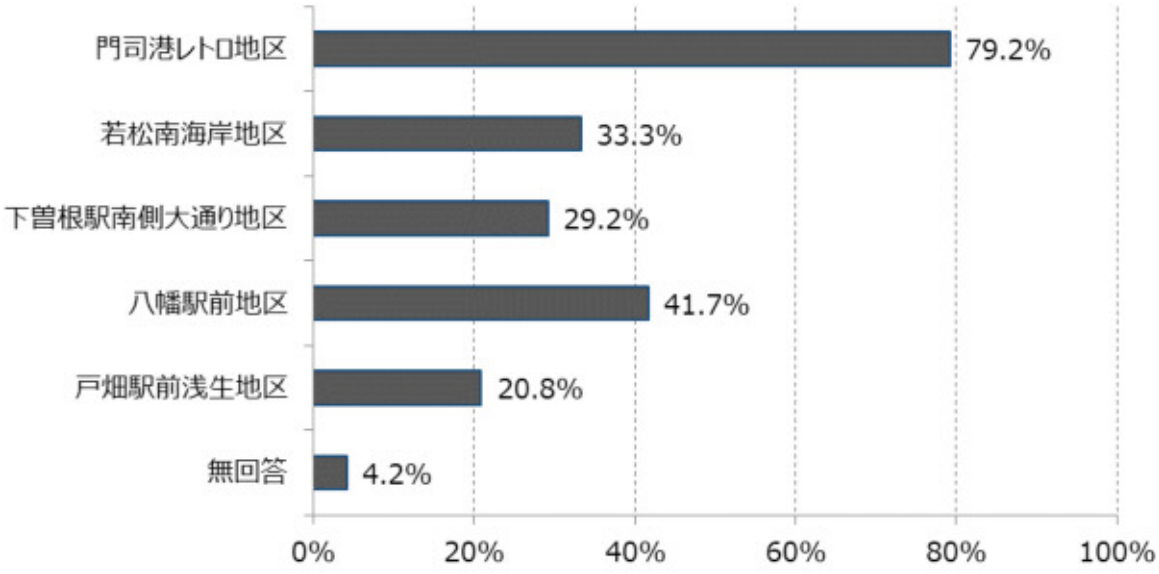

知っている推進地区は、本市の代表的な観光地である「門司港レトロ地区」が 79.2%で前回同様最も高く、2 位の「八幡駅前地区」が 41.7%で、3 位の「若松南海岸地区」は 33.3%だった。

（基本計画の認知度）

問７　迷惑行為防止基本計画についてご存知でしたか。次の中から、あてはまるものを一つ選んでください。

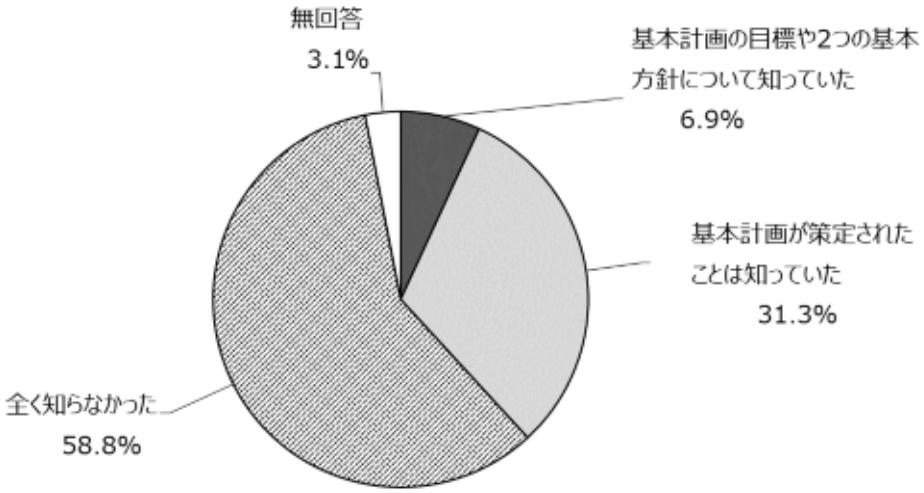

		回答者数	基本計画の目標や2つの基本方針について知っていた	基本計画が策定されたことは知っていた	全く知らなかった	無回答
全　体		131人	6.9%	31.3%	58.8%	3.1%
性別	男　性	60人	2.8%	33.8%	60.6%	2.8%
	女　性	71人	11.7%	28.3%	56.7%	3.3%
年齢別	２０歳代	15人	6.7%	20.0%	66.7%	6.7%
	３０歳代	16人	0.0%	18.8%	81.3%	0.0%
	４０歳代	21人	9.5%	19.0%	71.4%	0.0%
	５０歳代	22人	4.5%	40.9%	54.5%	0.0%
	６０歳代	20人	10.0%	30.0%	60.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	8.1%	43.2%	40.5%	8.1%
区別	門司区	14人	0.0%	14.3%	78.6%	7.1%
	小倉北区	24人	12.5%	37.5%	50.0%	0.0%
	小倉南区	27人	0.0%	40.7%	59.3%	0.0%
	若松区	14人	0.0%	57.1%	35.7%	7.1%
	八幡東区	8人	12.5%	12.5%	62.5%	12.5%
	八幡西区	33人	15.2%	12.1%	69.7%	3.0%
	戸畑区	11人	0.0%	54.5%	45.5%	0.0%

基本計画について「目標や基本方針について知っていた」、「策定されたことを知っていた」と答えた人は合わせて 38.2%で、前回の 32.3%より増加している。

「全く知らなかった」と答えた人の年齢別では、30 歳代が 81.3%で最も高かった。区別では、門司区が 78.6%で最も高い。

＜問１～問７について、「１　知っていた」と回答した方にお尋ねします。＞

（有効な広報ツール）

問８　それらを知ったきっかけは何ですか。次の中から、あてはまるものを選んでください。（いくつでも）

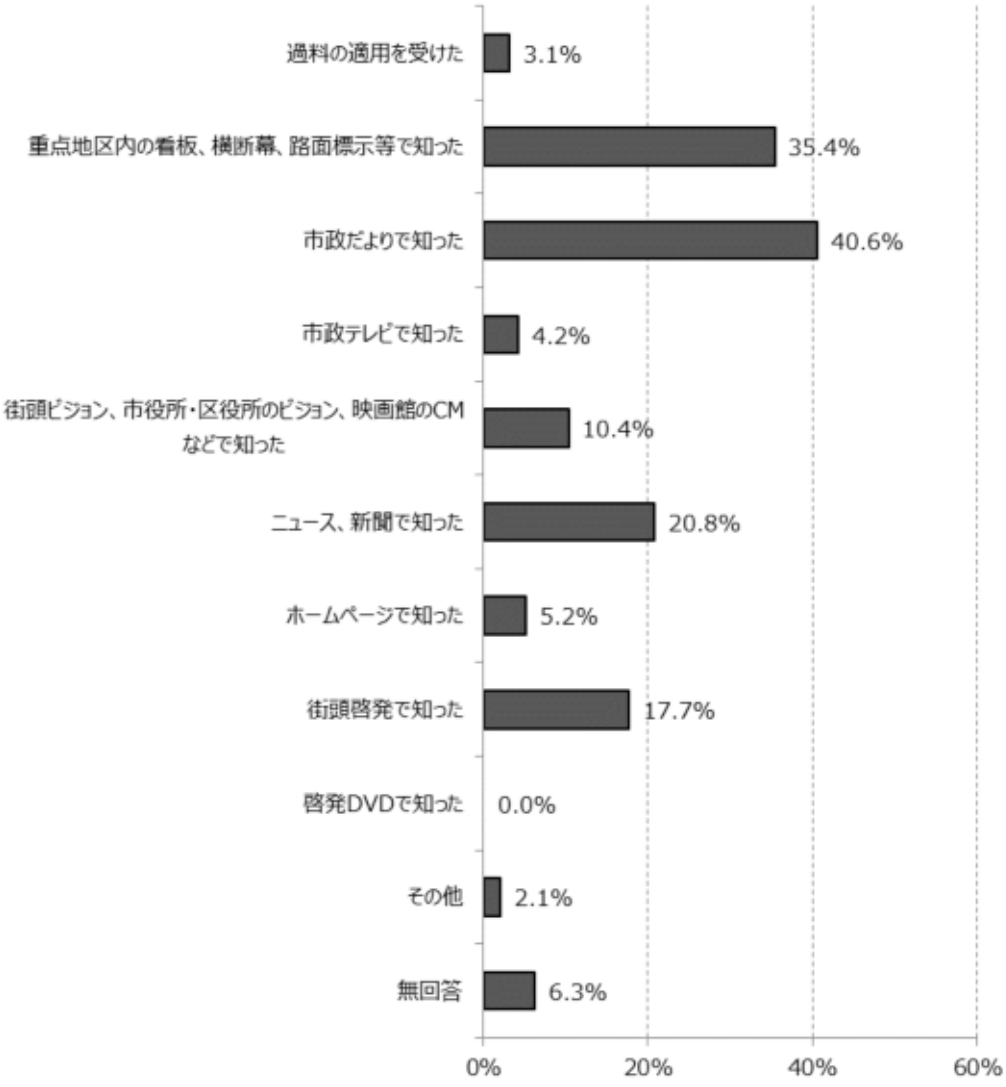

これら迷惑行為防止の取組を知ったきっかけは、「市政だよりで知った」が 40.6%で最も多い。2位の「重点地区内の看板、横断幕、路面標示等で知った」は35.4%で、続いて「ニュース、新聞で知った」が 20.8%となっている。

（重点地区の現状評価）

問９　２つの重点地区における迷惑行為の現状について、条例制定前（平成２０年以前）と比べて、どう思いますか。

＜小倉都心重点地区＞

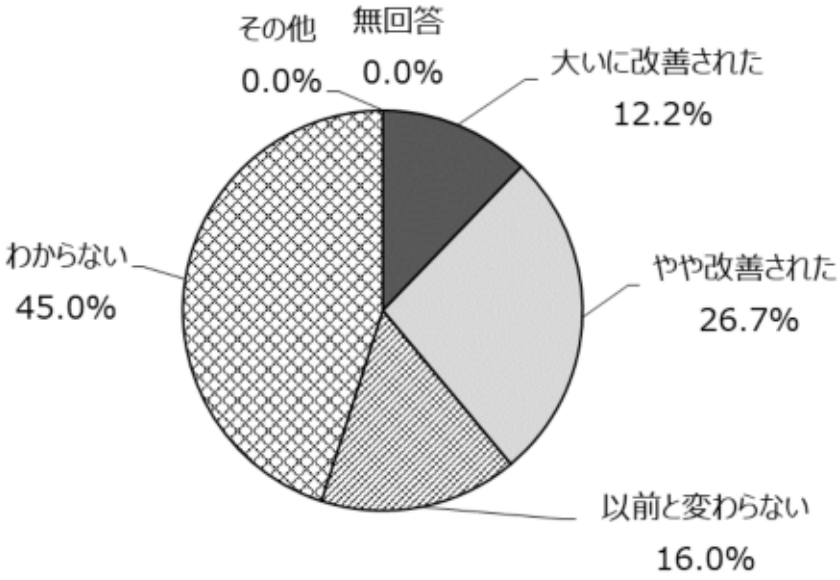

＜黒崎副都心重点地区＞

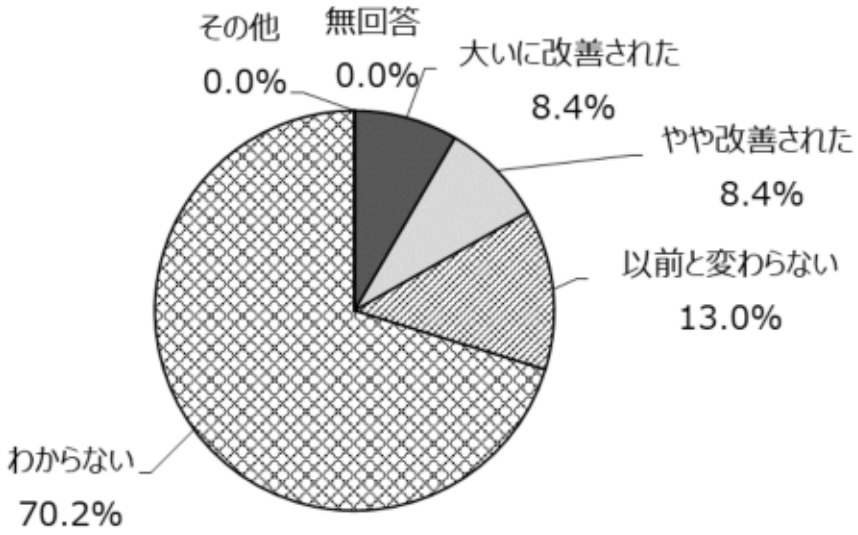

重点地区における迷惑行為の現状評価は、小倉都心重点地区では「大いに改善された」、「やや改善された」と答えた人の割合は 38.9％で、前回の 58.7％から減少している。

黒崎副都心重点地区については、「大いに改善された」、「やや改善された」と答えた人の割合は 16.8％で、前回の 24.8％から減少している。

＜小倉都心重点地区＞

		回答者数	大いに改善された	やや改善された	以前と変わらない	わからない	その他	無回答
全 体		131人	12.2%	26.7%	16.0%	45.0%	0.0%	0.0%
性別	男 性	60人	10.0%	30.0%	25.0%	35.0%	0.0%	0.0%
	女 性	71人	14.1%	23.9%	8.5%	53.5%	0.0%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	6.7%	6.7%	26.7%	60.0%	0.0%	0.0%
	３０歳代	16人	6.3%	18.8%	6.3%	68.8%	0.0%	0.0%
	４０歳代	21人	0.0%	14.3%	33.3%	52.4%	0.0%	0.0%
	５０歳代	22人	18.2%	22.7%	22.7%	36.4%	0.0%	0.0%
	６０歳代	20人	15.0%	35.0%	10.0%	40.0%	0.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	18.9%	43.2%	5.4%	32.4%	0.0%	0.0%
区別	門司区	14人	7.1%	14.3%	28.6%	50.0%	0.0%	0.0%
	小倉北区	24人	12.5%	33.3%	20.8%	33.3%	0.0%	0.0%
	小倉南区	27人	18.5%	44.4%	3.7%	33.3%	0.0%	0.0%
	若松区	14人	0.0%	35.7%	21.4%	42.9%	0.0%	0.0%
	八幡東区	8人	25.0%	0.0%	12.5%	62.5%	0.0%	0.0%
	八幡西区	33人	12.1%	12.1%	18.2%	57.6%	0.0%	0.0%
	戸畑区	11人	9.1%	36.4%	9.1%	45.5%	0.0%	0.0%

＜黒崎副都心重点地区＞

		回答者数	大いに改善された	やや改善された	以前と変わらない	わからない	その他	無回答
全 体		131人	8.4%	8.4%	13.0%	70.2%	0.0%	0.0%
性別	男 性	60人	10.0%	13.3%	21.7%	55.0%	0.0%	0.0%
	女 性	71人	7.0%	4.2%	5.6%	83.1%	0.0%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	6.7%	20.0%	13.3%	60.0%	0.0%	0.0%
	３０歳代	16人	0.0%	0.0%	6.3%	93.8%	0.0%	0.0%
	４０歳代	21人	4.8%	0.0%	19.0%	76.2%	0.0%	0.0%
	５０歳代	22人	9.1%	9.1%	22.7%	59.1%	0.0%	0.0%
	６０歳代	20人	10.0%	10.0%	15.0%	65.0%	0.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	13.5%	10.8%	5.4%	70.3%	0.0%	0.0%
区別	門司区	14人	0.0%	0.0%	14.3%	85.7%	0.0%	0.0%
	小倉北区	24人	8.3%	0.0%	4.2%	87.5%	0.0%	0.0%
	小倉南区	27人	3.7%	3.7%	7.4%	85.2%	0.0%	0.0%
	若松区	14人	0.0%	21.4%	14.3%	64.3%	0.0%	0.0%
	八幡東区	8人	12.5%	37.5%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	八幡西区	33人	18.2%	9.1%	24.2%	48.5%	0.0%	0.0%
	戸畑区	11人	9.1%	9.1%	18.2%	63.6%	0.0%	0.0%

（推進地区の現状評価）

問１０　推進地区における迷惑行為の現状について、条例制定前（平成２０年以前）と比べて、どう思いますか。

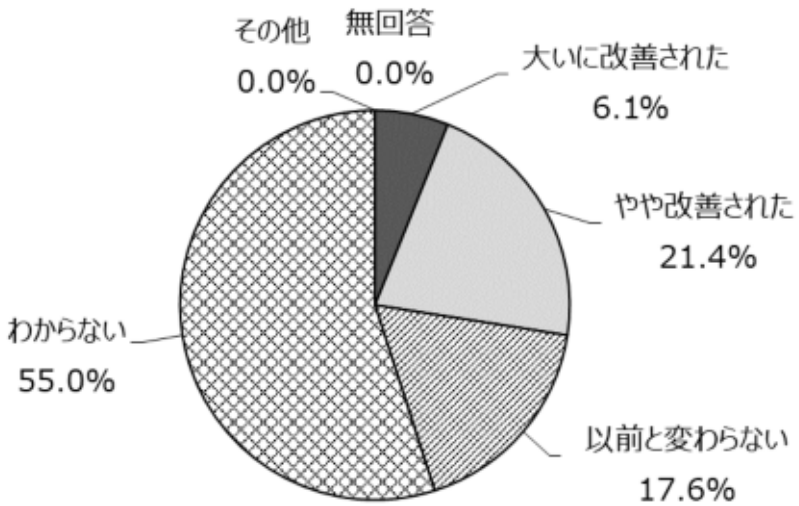

		回答者数	大いに改善された	やや改善された	以前と変わらない	わからない	その他	無回答
全　体		131人	6.1%	21.4%	17.6%	55.0%	0.0%	0.0%
性別	男　性	60人	5.0%	25.0%	30.0%	40.0%	0.0%	0.0%
	女　性	71人	7.0%	18.3%	7.0%	67.6%	0.0%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	6.7%	6.7%	13.3%	73.3%	0.0%	0.0%
	３０歳代	16人	0.0%	18.8%	12.5%	68.8%	0.0%	0.0%
	４０歳代	21人	0.0%	4.8%	28.6%	66.7%	0.0%	0.0%
	５０歳代	22人	9.1%	13.6%	31.8%	45.5%	0.0%	0.0%
	６０歳代	20人	10.0%	25.0%	15.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	8.1%	40.5%	8.1%	43.2%	0.0%	0.0%
区別	門司区	14人	0.0%	14.3%	28.6%	57.1%	0.0%	0.0%
	小倉北区	24人	8.3%	20.8%	16.7%	54.2%	0.0%	0.0%
	小倉南区	27人	7.4%	25.9%	11.1%	55.6%	0.0%	0.0%
	若松区	14人	0.0%	35.7%	14.3%	50.0%	0.0%	0.0%
	八幡東区	8人	0.0%	25.0%	12.5%	62.5%	0.0%	0.0%
	八幡西区	33人	9.1%	15.2%	21.2%	54.5%	0.0%	0.0%
	戸畑区	11人	9.1%	18.2%	18.2%	54.5%	0.0%	0.0%

推進地区における迷惑行為の現状評価は、「大いに改善された」、「やや改善された」と答えた人が 27.5%となっており、「わからない」と答えた人が 55.0%であった。

（重点地区・推進地区以外の地区の現状評価）

問１１　あなたのお住まいの地域における迷惑行為の状況について、条例制定前（平成２０年以前）と比べて、どう思いますか。次の中から、あてはまるものを一つ選んでください。
（迷惑行為防止重点地区か推進地区にお住まいの方は、重点地区・推進地区以外の近隣の地域の状況についてご回答ください。）

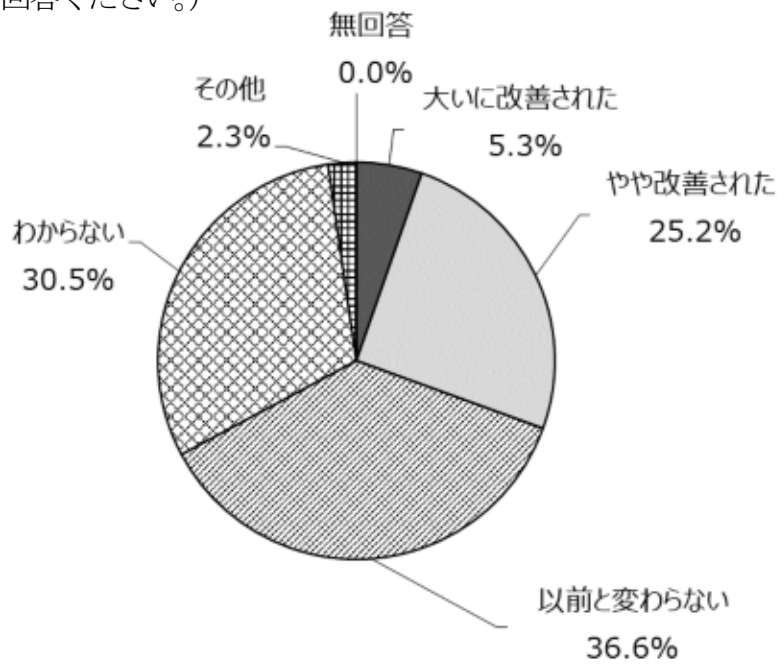

		回答者数	大いに改善された	やや改善された	以前と変わらない	わからない	その他	無回答
全　体		131人	5.3%	25.2%	36.6%	30.5%	2.3%	0.0%
性別	男　性	60人	6.7%	25.0%	41.7%	23.3%	3.3%	0.0%
	女　性	71人	4.2%	25.4%	21.1%	47.9%	1.4%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	6.7%	13.3%	46.7%	33.3%	0.0%	0.0%
	３０歳代	16人	6.3%	12.5%	56.3%	25.0%	0.0%	0.0%
	４０歳代	21人	0.0%	19.0%	52.4%	28.6%	0.0%	0.0%
	５０歳代	22人	4.5%	22.7%	36.4%	31.8%	4.5%	0.0%
	６０歳代	20人	5.0%	25.0%	35.0%	35.0%	0.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	8.1%	40.5%	16.2%	29.7%	5.4%	0.0%
区別	門司区	14人	0.0%	14.3%	42.9%	35.7%	7.1%	0.0%
	小倉北区	24人	4.2%	29.2%	29.2%	37.5%	0.0%	0.0%
	小倉南区	27人	7.4%	40.7%	33.3%	18.5%	0.0%	0.0%
	若松区	14人	0.0%	14.3%	57.1%	28.6%	0.0%	0.0%
	八幡東区	8人	0.0%	50.0%	12.5%	25.0%	12.5%	0.0%
	八幡西区	33人	6.1%	12.1%	42.4%	36.4%	3.0%	0.0%
	戸畑区	11人	18.2%	27.3%	27.3%	27.3%	0.0%	0.0%

重点地区、推進地区以外の地域における迷惑行為の現状評価は、「大いに改善された」、「やや改善された」と答えた人の割合は 30.5%で、前回の 48.1%から減少している。 年齢別では 70 歳以上が 48.6%で最も高く、区別では八幡東区が 50.0%で最も高い。「以前と変わらない」と答えた人は、前回の 30.1%から 36.6%と増加している。

（改善された迷惑行為）

問１２　改善された迷惑行為は何ですか。（いくつでも）

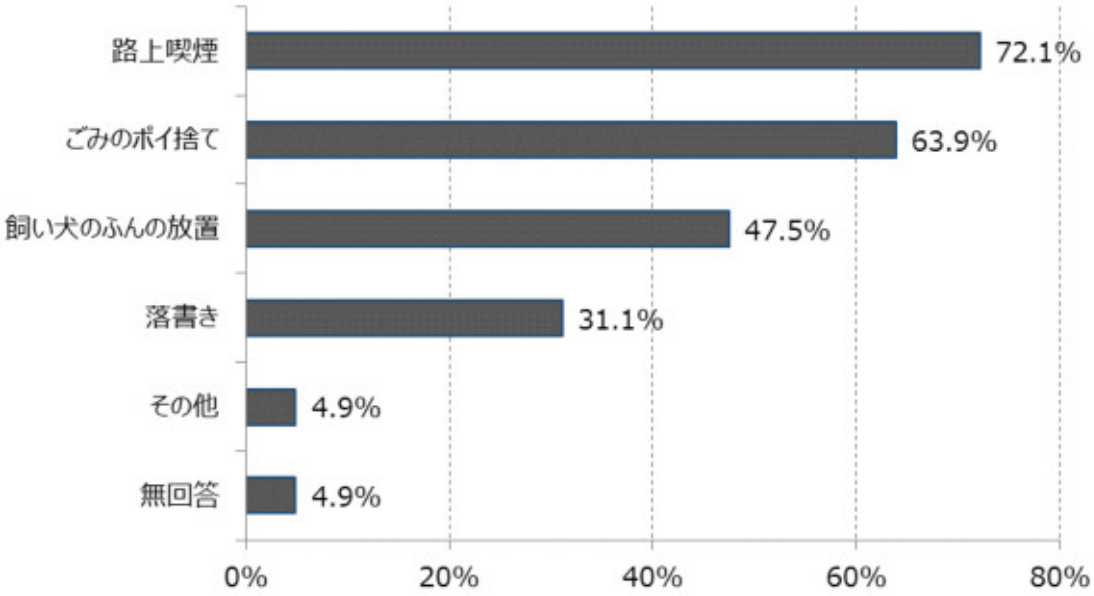

【その他　改善された迷惑行為】

・ふと思い返すと、ゴミだけでなく、道が清潔になり、怖い感じの騒がしさを見かけることがないなと思いました。
・路上で叫ぶ等の騒音

改善された迷惑行為は、1位が「路上喫煙」(72.1%)で、2位が「ごみのポイ捨て」で63.9%、3位が「飼い犬のふんの放置」で47.5%だった。

（地域における迷惑行為防止活動の実施状況）

問１３　あなたのお住まいの地域で、迷惑行為の防止のための活動が行われていますか。次の中から、あてはまるものを一つ選んでください。

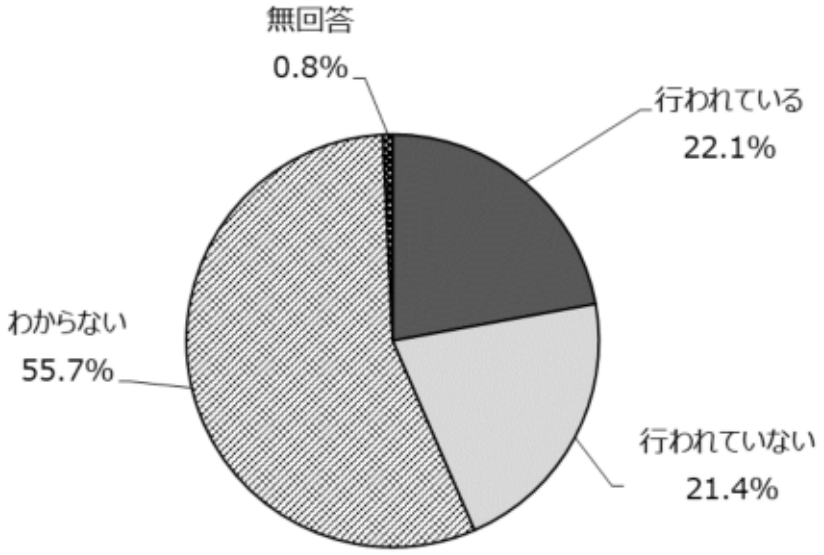

		回答者数	行われている	行われていない	わからない	無回答
全　体		131人	22.1%	21.4%	55.7%	0.8%
性別	男　性	60人	26.7%	28.3%	45.0%	0.0%
	女　性	71人	18.3%	15.5%	64.8%	1.4%
年齢別	２０歳代	15人	26.7%	20.0%	53.3%	0.0%
	３０歳代	16人	12.5%	12.5%	75.0%	0.0%
	４０歳代	21人	14.3%	14.3%	71.4%	0.0%
	５０歳代	22人	22.7%	18.2%	59.1%	0.0%
	６０歳代	20人	20.0%	20.0%	60.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	29.7%	32.4%	35.1%	2.7%
区別	門司区	14人	7.1%	14.3%	78.6%	0.0%
	小倉北区	24人	8.3%	33.3%	58.3%	0.0%
	小倉南区	27人	18.5%	18.5%	63.0%	0.0%
	若松区	14人	28.6%	28.6%	35.7%	7.1%
	八幡東区	8人	25.0%	37.5%	37.5%	0.0%
	八幡西区	33人	36.4%	12.1%	51.5%	0.0%
	戸畑区	11人	27.3%	18.2%	54.5%	0.0%

地域における迷惑行為の防止活動については、「行われている」と答えた人の割合が 22.1%で、前回の 9.8%から増加している。

「行われていない」と答えた人の区別では、八幡東区が 37.5%で最も高い。

（地域ぐるみの活動）

問１４　迷惑行為の防止のため、地域ぐるみの活動が必要であると思いますか。次の中から、あてはまるものを一つ選んでください。

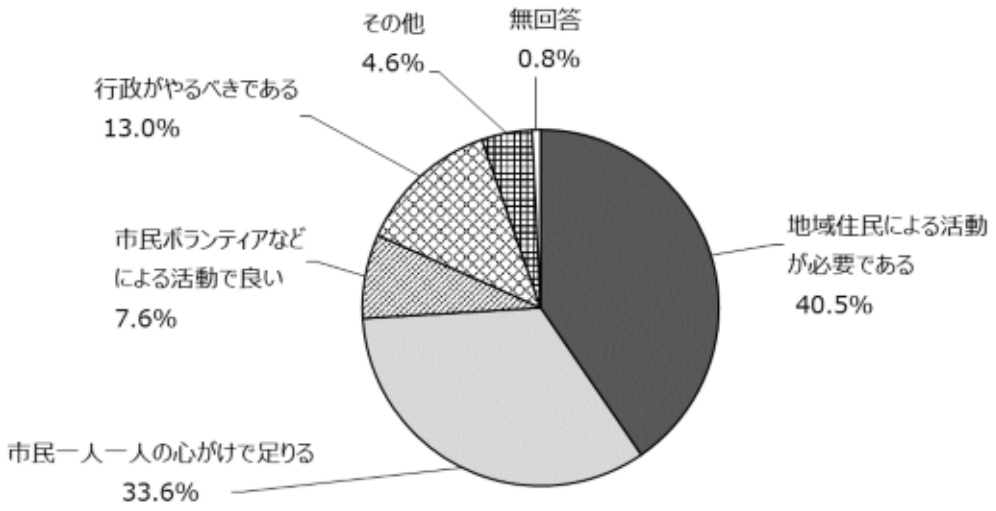

		回答者数	地域住民による活動が必要である	市民一人一人の心がけで足りる	市民ボランティアなどによる活動で良い	行政がやるべきである	その他	無回答
全　体		131人	40.5%	33.6%	7.6%	13.0%	4.6%	0.8%
性別	男　性	60人	38.3%	31.7%	8.3%	15.0%	5.0%	1.7%
	女　性	71人	42.3%	35.2%	7.0%	11.3%	4.2%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
	３０歳代	16人	18.8%	31.3%	18.8%	18.8%	12.5%	0.0%
	４０歳代	21人	38.1%	28.6%	9.5%	19.0%	4.8%	0.0%
	５０歳代	22人	40.9%	31.8%	4.5%	13.6%	9.1%	0.0%
	６０歳代	20人	55.0%	25.0%	5.0%	15.0%	0.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	43.2%	40.5%	8.1%	2.7%	2.7%	2.7%
区別	門司区	14人	50.0%	28.6%	7.1%	14.3%	0.0%	0.0%
	小倉北区	24人	50.0%	16.7%	12.5%	16.7%	4.2%	0.0%
	小倉南区	27人	33.3%	44.4%	14.8%	7.4%	0.0%	0.0%
	若松区	14人	42.9%	28.6%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%
	八幡東区	8人	12.5%	50.0%	0.0%	25.0%	12.5%	0.0%
	八幡西区	33人	42.4%	36.4%	3.0%	6.1%	9.1%	3.0%
	戸畑区	11人	36.4%	36.4%	9.1%	9.1%	9.1%	0.0%

「地域住民による活動が必要」と答えた人は 40.5%で、前回の 37.6%から増加している。
2 位の「一人一人の心がけで足りる」は 33.6%で、前回 36.1%より減少している。
3 位の「行政がやるべき」は 13.0%で、前回の 12.0%より微増している。

（活動への参加の意思）

問１５　あなたのお住まいの地域で、迷惑行為の防止のための活動が行われる場合、参加したいと思いますか。次の中から、あてはまるものを一つ選んでください。

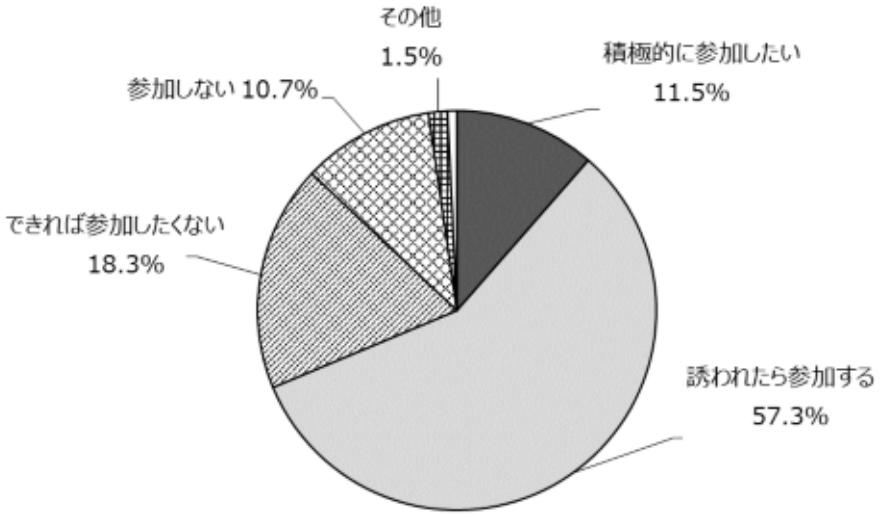

		回答者数	積極的に参加したい	誘われたら参加する	できれば参加したくない	参加しない	その他	無回答
全　体		131人	11.5%	57.3%	18.3%	10.7%	1.5%	0.8%
性別	男　性	60人	16.7%	60.0%	11.7%	8.3%	1.7%	1.7%
	女　性	71人	7.0%	54.9%	23.9%	12.7%	1.4%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	6.7%	60.0%	20.0%	13.3%	0.0%	0.0%
	３０歳代	16人	0.0%	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%
	４０歳代	21人	4.8%	61.9%	9.5%	23.8%	0.0%	0.0%
	５０歳代	22人	9.1%	50.0%	27.3%	9.1%	4.5%	0.0%
	６０歳代	20人	5.0%	70.0%	20.0%	5.0%	0.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	27.0%	54.1%	8.1%	5.4%	2.7%	2.7%
区別	門司区	14人	7.1%	64.3%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%
	小倉北区	24人	12.5%	50.0%	16.7%	16.7%	4.2%	0.0%
	小倉南区	27人	3.7%	85.2%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	若松区	14人	21.4%	50.0%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%
	八幡東区	8人	12.5%	37.5%	37.5%	0.0%	12.5%	0.0%
	八幡西区	33人	18.2%	42.4%	24.2%	12.1%	0.0%	3.0%
	戸畑区	11人	0.0%	63.6%	18.2%	18.2%	0.0%	0.0%

迷惑行為の防止活動への参加について「積極的に参加したい」、「誘われたら参加する」と答えた人は、合わせて 68.8%で、前回の 72.9%から 4.1 ポイント減少している。

＜問15で「3　できれば参加したくない」、「4　参加しない」と回答した方のみお答えください＞

（参加しない理由）

問１５－１　参加しない理由は何ですか。次の中からあてはまるものを選んでください。（いくつでも）

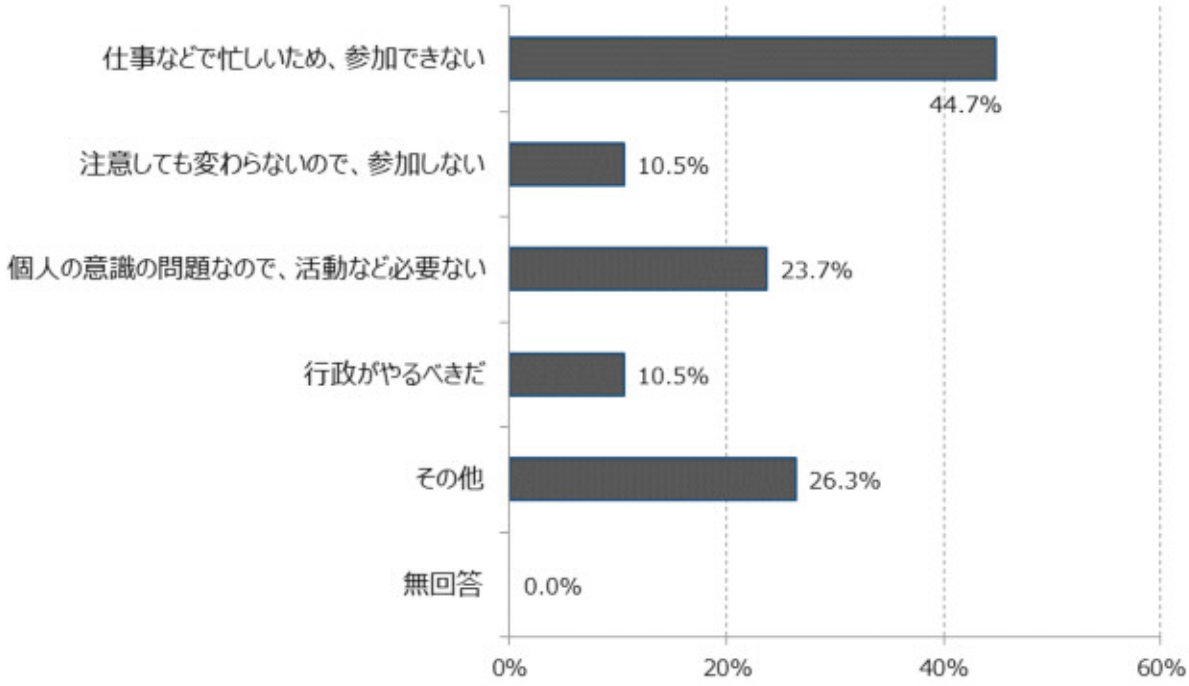

【その他　参加しない理由】

・仕事をしているので、時間的に参加することがなかなかできない。どういう形で募集しているのか知らない。
・体調が悪いため
・法的権限がないので揉めそうだから
・市の取り組みは、理解できるが、実際に個々への周知はまだ努力が必要と思われる。

参加しない理由は、1位の「仕事などで忙しいため、参加できない」が 44.7%で、前回 30.0%の 2位から順位が上がっている。「個人の意識の問題なので、活動など必要ない」は 23.7%で、前回の 33.3%から減少している。

また「行政がやるべきだ」が 10.5%で、前回の 16.7%より減少している。

（さらに改善が必要と思う迷惑行為）

問１６　市が迷惑行為の防止を進めていくなかで、今後重点的に取組む必要があると思う迷惑行為は何ですか。（いくつでも）

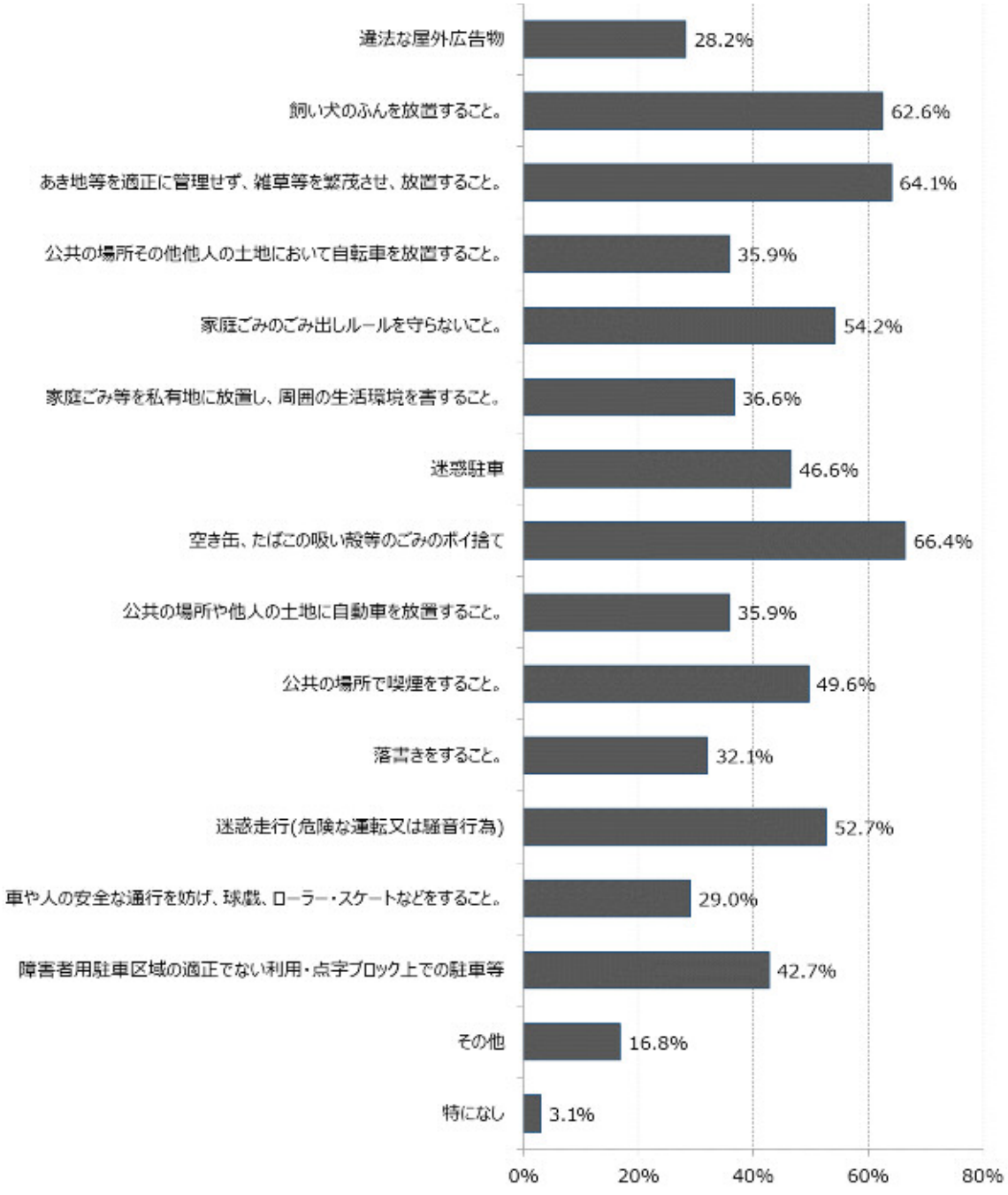

【その他　さらに改善が必要と思う迷惑行為】

・野良ネコの餌やり、ハトの餌やり
・携帯電話等を操作しながら歩行・運転する、自動車を運転中に窓からゴミを捨てる
・高齢者の横断歩道以外の場所での車道横断
・子供の道路遊び

さらに改善が必要だと思う迷惑行為は、「空き缶、たばこの吸い殻等のごみのポイ捨て」が１位で、前回の 60.9%から 66.4%に増加している。

２位の「あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること」は 64.1%で、前回 45.1%の５位より順位を上げている。

（市内の現状評価）

問１７　北九州市内では、一般的にマナーが良いと思いますか。

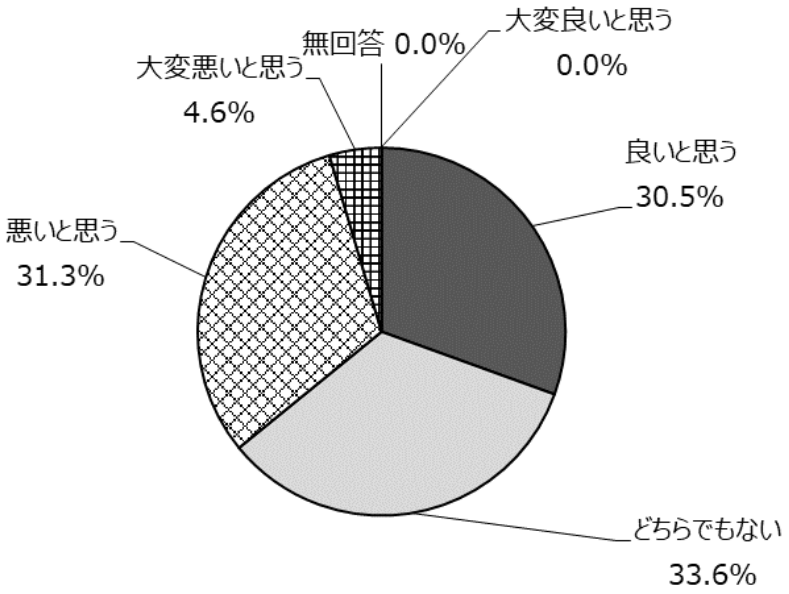

		回答者数	大変良いと思う	良いと思う	どちらでもない	悪いと思う	大変悪いと思う	無回答
全　体		131人	0.0%	30.5%	33.6%	31.3%	4.6%	0.0%
性別	男　性	60人	0.0%	31.7%	26.7%	33.3%	8.3%	0.0%
	女　性	71人	0.0%	29.6%	39.4%	29.6%	1.4%	0.0%
年齢別	２０歳代	15人	0.0%	13.3%	33.3%	33.3%	20.0%	0.0%
	３０歳代	16人	0.0%	18.8%	31.3%	50.0%	0.0%	0.0%
	４０歳代	21人	0.0%	38.1%	28.6%	28.6%	4.8%	0.0%
	５０歳代	22人	0.0%	22.7%	45.5%	31.8%	0.0%	0.0%
	６０歳代	20人	0.0%	35.0%	35.0%	20.0%	10.0%	0.0%
	７０歳以上	37人	0.0%	40.5%	21.6%	37.8%	0.0%	0.0%
区別	門司区	14人	0.0%	35.7%	50.0%	14.3%	0.0%	0.0%
	小倉北区	24人	0.0%	29.2%	25.0%	37.5%	8.3%	0.0%
	小倉南区	27人	0.0%	40.7%	22.2%	33.3%	3.7%	0.0%
	若松区	14人	0.0%	21.4%	28.6%	50.0%	0.0%	0.0%
	八幡東区	8人	0.0%	50.0%	12.5%	37.5%	0.0%	0.0%
	八幡西区	33人	0.0%	15.2%	45.5%	33.3%	6.1%	0.0%
	戸畑区	11人	0.0%	45.5%	18.2%	27.3%	9.1%	0.0%

一般的にマナーが「大変良いと思う」、「良いと思う」と答えた人は合わせて 30.5％で、前回の31.6％から減少している。

「悪いと思う」、「大変悪いと思う」が 35.9％で、前回の 29.3％から増加している。

「どちらでもない」が 33.6％で、前回の 38.3％から減少している。

「悪いと思う」「大変悪いと思う」と答えた人の年齢別では、20 歳台が 53.3％で最も高く、区別では、若松区が 50.0％で最も高い。

Ⅳ 全体考察

北九州市では、平成２０年４月に「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」等（以下「モラル・マナーアップ関連条例」という。）を施行し、「路上喫煙」、「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「落書き」の４つの迷惑行為に罰則を適用する「迷惑行為防止重点地区」として、本市の中心市街地である「小倉都心地区」及び「黒崎副都心地区」を指定し、違反者に対して罰則（過料１，０００円）を適用している。

これに加え、地域団体による迷惑行為の防止に向けた活動を市が支援する「迷惑行為防止活動推進地区」として、「門司港レトロ地区」、「若松南海岸地区」、「下曽根駅南側大通り地区」、「八幡駅前地区」、「戸畑駅前浅生地区」の５地区を指定するとともに、推進地区以外の地域においても迷惑行為防止活動への支援を行っている。

また、迷惑行為防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため「北九州市迷惑行為防止基本計画（第３次計画）」を令和２年４月に策定し、「ＳＤＧｓ未来都市にふさわしい迷惑行為のないまち・北九州市の実現」を目標に、「迷惑行為をしない・させない　“人づくり”」及び「迷惑行為をしない・させない　“環境づくり”」の２つを基本方針として、様々な取り組みを進めている。

このアンケートは、市民の「条例」や「重点地区」、「推進地区」等についての認知度、取り組みによる改善状況の評価、また、迷惑行為防止活動への参加意識、今後の改善要望等について調査し、本市の迷惑行為防止の施策をさらに推進していくために実施したものである。

【条例･迷惑行為･迷惑行為防止重点地区･過料適用の認知度】

「モラル・マナーアップ関連条例」の認知度は４７．３％で、前回令和２年度調査の４８．９％から減少しており、条例に規定する１４項目の迷惑行為の認知度については５２．７％で、前回の５９．４％、前々回の５７．５％から減少している。

迷惑行為防止重点地区の認知度は、小倉都心重点地区では「範囲及び禁止行為を知っていた」、「指定されたことは知っていた」など「知っていた」と答えた人は６５．６％で、前回の６０．２％に比べ増加している。平成２２年４月に追加指定した黒崎副都心重点地区について「知っていた」と答えた人は５０．３％で、前回の５２．６％から減少している。また、重点地区における罰則（過料１，０００円）の適用を「知っていた」と答えた人は５０．４％で、前回の４０．６％から増加し、「知らなかった」と答えた人は前回の５８．６％から４９．６％に減少している。

【迷惑行為防止活動推進地区の認知度】

迷惑行為防止活動推進地区の認知度は１７．６％で、前回の２３．３％から減少している。

年齢別では３０歳代、地区別では門司区での認知度が低い。

推進地区別の認知度については、「門司港レトロ地区」が７９．２％で前回同様最も高い。

【迷惑行為防止基本計画の認知度】

迷惑行為防止基本計画の認知度については、「目標や基本方針について知っていた」、「策定されたことは知っていた」を合わせ「知っていた」と答えた人は３８．２％で、前回の３２．３％から増加している。

【有効な広報ツール】

広報については、「市政だよりで知った」という回答が最も多く、効果的な広報手段となっている。また「重点地区内の看板、横断幕、路面表示等で知った」が２位となっており、今後も重点地区内における表示物の整備が必要である。

【迷惑行為防止重点地区の現状評価】

重点地区のうち、小倉都心重点地区の現状については、「大いに改善された」、「やや改善された」を合わせ「改善された」と答えた人は３８．９％で、前回の５８．７％から減少している。

黒崎副都心重点地区の現状についても、同様に「改善された」と答えた人は１６．８％で、前回の２４．８％から減少している。

【迷惑行為防止活動推進地区の現状評価】

推進地区の現状については、「改善された」と答えた人は、２７．５％で「わからない」と答えた人は５５．０％であった。

【重点地区･推進地区以外の地区の現状評価】

重点地区・推進地区以外の地区における迷惑行為の状況については、「改善された」と答えた人は３０．５％で、前回の４８．１％から減少している。「以前と変わらない」と答えた人は３６．６％で、前回の３０．１％より増加している。

改善された迷惑行為については、「路上喫煙」が７２．１％、「ごみのポイ捨て」が６３．９％、「飼い犬のふんの放置」が４７．５％、だった。

【地域における迷惑行為防止活動に対する認識】

地域における迷惑行為防止活動については、「行われている」と答えた人は２２．１％で、前回の９．８％から増加しており、「わからない」と答えた人は５５．７％で、前回の６７．７％より減少している。

迷惑行為の防止のために、「地域住民による活動が必要」と答えた人は４０．５％で、前回の３７．６％から増加している。また、この活動に「積極的に参加したい」、「誘われたら参加する」と考えている人は６８．８％で、前回の７２．９％から減少している。

「参加しない」理由としては、「仕事などで忙しいため、参加できない」が４４．７％で、前回の３０．０％から増加している。

「個人の意識の問題なので、活動など必要ない」が２３．７％で、前回の３３．３％から減少している。

また、「行政がやるべきだ」が１０．５％で、前回の１６，７％より減少している。

【さらに改善が必要と思う迷惑行為】

さらに改善が必要だと思う迷惑行為は、「空き缶、たばこの吸い殻等のごみのポイ捨て」が１位で、前回の６０．９％から６６．４％に増加している。３位の「飼い犬のふんを放置すること」は６２．６％で、前回、前前回に続き６割を超えている。

その他、野良ネコの餌やり、携帯電話等を操作しながらの歩行について、改善が必要と思う迷惑行為に挙げられた。

【まとめ】

モラル・マナーアップ関連条例施行以来、迷惑行為防止のための「重点地区における規制」や「推進地区やその他の地域など地域住民による迷惑行為防止活動の推進」、「モラル・マナーアップの市民啓発」などの従来の取り組みに加え、平成２３年度からは、「迷惑行為防止基本計画」に基づき、モラル・マナーアップ教育や市外からの来訪者・外国人に対する広報の強化などの取り組みを進めてきた。さらに、令和２年４月から「迷惑行為防止基本計画（第３次計画）」を策定し、これまでの取り組みの充実・強化を図るとともに、新たな市民ニーズに対応した取り組みを進めており、重点地区及び推進地区における迷惑行為の状況について、「改善された」という意見も見られる。

しかしながら、条例及び１４項目の迷惑行為などの認知度が低下していることから、今後より一層、条例の周知・広報に取り組んでいく必要がある。

さらに、約４割の人が「地域住民による活動が必要である」と答えており、約７割の人が、この活動に「参加したい」という結果となっており、今後、地域活動への支援に関する更なる周知・広報に取り組んでいくとともに、支援の取り組みを進め、迷惑行為の状況の改善を図ることが重要である。

さらに改善が必要と思う迷惑行為については、「飼い犬のふんを放置すること」と「空き缶、たばこの吸殻等をみだりに捨てること」が多くあげられており、今後も周知・啓発等に取り組んでいく必要がある。

今後とも、「迷惑行為のないまち・北九州市の実現」に向けて、アンケート結果から見えてきた課題や、市民の意識、要望を十分に踏まえ、市民、事業者、行政が一丸となって、迷惑行為防止に取り組んでいく必要がある。

【市政モニターに関すること】
広報室広聴課（TEL：５８２－２５２７）
【アンケートに関すること】
市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心都市整備課（TEL：５８２－２８６６）